

議案第五十一号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和七年十二月十日

提出者 中央区教育委員会教育長 平林治樹

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十六号）の一部を次
のように改正する。

第二条第一項中「義務教育等教員特別手当」を「次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員
特別手当」に改め、同条第二項中「含む。」の下に「であつて、次条に規定する校務を分掌するもの」
を加え、同条の次に次の一条を加える。

（校務の種類）

第二条の二 条例第三十一条第二項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第二条に規定する幼稚
園教育職員が行う全ての園務とする。

附 則

この規則は令和八年一月一日から施行する。

（説明）

公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年

法律第六十八号）が公布されることに伴い、義務教育等教員特別手当の校務の種類を定める必要が生じたため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 義務教育等教員特別手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十六号）

新 (義務教育等教員特別手当の月額)	旧 (義務教育等教員特別手当の月額)
<p>第二条 次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）であつて、次条に規定する校務を分掌するものの義務教育等教員特別手当の月額は、前</p>	<p>第二条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前</p>

新

前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（校務の種類）

第二条の二　条例第三十一条第二項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第二条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

旧

項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。